

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成25年(2013年)9月22日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とするのは憲法14条1項に違反しないとした原審の判断に対して特別抗告したところ,本件規定は遅くとも平成13年7月当時において憲法14条1項に違反していたと判断された事例(平成25年9月4日最高裁平成24年(ク)第984号)

【2】保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合,当該弁済は特段の事情のない限り主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有すると判示(平成25年9月13日最高裁平成23年(受)第2543号)

【3】フリージャーナリストの記事で名誉を棄損されたとして新聞社らが損害賠償を請求した事案。原審で不法行為の不成立,控訴審で控訴棄却とされたが,最高裁は名誉棄損を認定して差戻し,差戻審では損害賠償を命じ,訴権の濫用はないとされた(平成24年8月29日東京高裁平成24年(ネ)第2460号)

【4】Xらが貸金業者Aとの間で継続的に金銭消費貸借取引を行っていたが,AがXらに対する債権を信託業務等を営むYに信託譲渡したためYに対しAの過払金返還債務を承継したとして過払金等の支払請求等をしたが,Yに利得はないとして請求が棄却された事例(平成24年9月20日札幌高裁平成24年(ネ)第241号)

【5】死亡事故を起こしたMが加入していた通販型自動車保険については,Mの告知義務違反による解除を認め,死亡被害者が加入していた無保険車損害特約条項を含む自動車総合保険契約の損害保険会社に対し,損害額相当の保険金の支払いを命じた事例(平成24年11月22日仙台高裁平成24年(ネ)第41号)

【6】貸金業者AがXらに対する債権をYに信託譲渡したため,XらはYがAの過払金返還債務を承継したとして過払金等の支払いを求めたところ,信託財産は法律上・実質上は受益者に帰属し,受託者からの独立性が認められる等の理由で同請求が棄却された事例(平成25年1月24日東京高裁平成24年(ネ)第5515号)

【7】適格消費者団体が,賃料1カ月分の更新料,明渡し遅延時の明渡し完了日まで賃料等の2倍の損害賠償額等を定めた不動産業者の建物賃借契約が消費者契約法9条1号,10条に該当し無効と主張した控訴審で,当該賃借契約条項は同9条1号,10条に該当せずと判示(平成25年3月28日東京高裁平成24年(ネ)第5480号)

【8】Y1,Y2,Y3が飲酒を共にした後Y1運転の車にY2,Y3が同乗し対向車と衝突してAらを死亡させた。Aらの相続人はY2,Y3に対し飲酒運転等の幫助者として損害賠償請求,Y2,Y3はY1の運転を制止せず危険運転幫助の責任があると認めて賠償義務を認めた(平成24年3月27日東京地裁平成23年(ワ)第4829号)

【9】私立高校1年生Xが柔道部の練習中に急性硬膜下血腫を発症した事故で,同部の顧問教諭Yに指導上の安全配慮義務違反が認められると主張して損害賠償を請求するなどした事案。Yには本件事故の発生を予見し得る特段の事情が認められないとして請求を棄却した(平成25年2月15日横浜地裁平成22年(ワ)第3461号)

(商事法)

【10】Xが購入したA社の株式が有価証券報告書等の虚偽記載発覚により大幅に下落したためA社の破産管財人Y1及びA社の役員Y2~Y5に対して損害金等の支払いを求めたところ,Y5を除きY1~Y4に対しそれぞれ請求額の一部支払いが命じられた(平成25年2月22日東京地裁平成23年(ワ)第638号)

(知的財産)

【11】「HOKOTA BAUM」からなる商標登録出願に対する拒絶査定不服審判請求について本願商標は商標法3条1項3号に該当し,かつ同条2項の要件を具備しないため請求が成り立たないとしてなされた審決に対し,その取消を求め

たが棄却された事例(平成24年10月3日知財高裁平成24年(行ケ)第10197号)

【12】本件特許権を共有する原告らは、被告を構成員に含むJVが採用した施工方法が本件特許権の技術的範囲に属するとして被告に損害賠償金の支払を求め、原判決が原告の請求を一部認容したため、被告がその敗訴部分を不服として控訴したが棄却された事例(平成25年8月28日知財高裁平成25年(ネ)第10012号(原審:東京地裁平成22年(ワ)第4473号)

【13】原告カルピス株式会社の「ほっとレモン」の文字を輪郭線で囲んだ本件商標は自他商品識別標識としての機能を果たし得ない商標に該当するとして特許庁が本件商標の商標登録を取消す旨の決定をしたことに対してその取消しを請求したが棄却された事例(平成25年8月28日知財高裁平成24年(行ケ)第10352号)

【14】被告の特許権「筋力トレーニング方法」に係る特許無効審判の請求棄却審決に対して原告が審決の取消しを求めた事案。本件発明が特許法に定める「発明」に該当するか、「産業の発達に寄与する」等の要件を充足するか等が争点となったが、請求が棄却された事例(平成25年8月28日知財高裁平成24年(行ケ)第10400号)

【15】特許権を有する原告らが被告サービスが特許権を侵害していると主張して特許法100条1項に基づく差止請求等を求めた事案。利用者端末のリーダーが本件特許にいう「共用アプリケーションソフトウェア」に当たるか等が争点となり原告の請求が棄却された事例(平成25年8月29日東京地裁平成24年(ワ)第16103号)

(民事手続)

【16】Xから店舗を賃借していたA社が破産したためA社破産管財人Yに対し賃貸借契約上の中途解約違約金、店舗明渡しまでの約定の損害金等が破産手続上の財団債権に該当すると主張しその弁済を求めた事案。Xは請求の一部認容に対し控訴したが原判決が追認された(平成21年6月25日東京高裁平成20年(ネ)第6194号,平成21年(ネ)第845号)

【17】特許権侵害差止等控訴事件において、控訴人の重大な過失により時機に後れて提出され、訴訟の完結を遅延させるものであることも明らかな控訴審追加無効主張は民事訴訟法157条1項により認められないとして却下された事例(平成25年1月30日知財高裁平成24年(ネ)第10030号)

【18】再生債権者Xが複数の再生債権を有し、その一部が連帯保証人により弁済等され、再生手続開始後第1回弁済前に再生債権の残額に変動が生じた場合、当初再生計画通り弁済すべきとのXの主張は再生債権者間の衡平を損なうとして原審判断を是認し棄却された(平成25年4月17日東京高裁平成24年(ネ)第7963号)

【19】破産管財人が破産裁判所に提出した財産目録を同事件の利害関係人である旨主張するXが閲覧及び謄写を請求したところ、破産裁判所書記官が請求を拒絶する旨の処分をしたためこれを不服として異議を申立てたが、利害関係人に該当せずと判示された(平成24年11月28日東京地裁平成24年(モ)第80036号)

(刑事法)

【20】アスペルガー症候群の精神障害を有する被告人が姉である被害者を殺害した事件で原判決は検察官の科刑意見(懲役16年)を軽きに失するとして懲役20年を言い渡したが、控訴審は同障害の影響を量刑判断に当たり考慮すべき等として原判決を破棄し懲役14年に処した(平成25年2月26日大阪高裁平成24年(ウ)第1159号)

(公法)

【21】市がゴルフ場所有会社に対し森林部分とコース部分を一体評価して固定資産税の課税処分をしたことは課税における職務上の注意義務を怠ったものだとして課税額と適正な課税額との差額相当分を損害として賠償請求等を請求したが、市に違法はなかったとされた事例(平成24年1月26日津地裁平成22年(ワ)第436号)

【22】先行訴訟において元檜原村村長の損害賠償支払義務が確定したが、その確定前に村議会が損害賠償債権放棄の議案を可決。同村住民は、代表監査委員が当該損害賠償請求訴訟を提起しないのは財産管理を怠り違法である旨の確認等を求めたところ、認容された事例(平成25年1月23日東京地裁平成22年(行ウ)第615号)

(その他)

【23】元依頼者Xが弁護士Yに対し、Xの実弟亡Zの相続に係る債務整理等の処理に関して、誤った前提に基づく説明、不適切な助言等、委任契約上の善管注意義務に違反したとして損害賠償を求めたところ、損害額、得べかりし収入等を算定してその支払を命じた事例(平成24年11月27日東京地裁平成23年(ワ)第11481号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最大決平成25年09月04日 最高HP

平成24年(ク)第984号 遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(破棄差戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130904154932.pdf>

1 平成13年7月に死亡したAの遺産につき、Aの嫡出子(その代襲相続人を含む。)Xらが、Aの非嫡出子Yらに対し、遺産分割審判を申し立てたところ、原審が、民法900条4号ただし書の規定のうち非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分(以下、この部分を「本件規定」という。)は憲法14条1項に違反しないと判断し、本件規定を適用して算出された法定相続分を前提に、Aの遺産の分割をすべきものとしたのに対し、Yが特別抗告した事案において、本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたと判断した事例。

(理由)

法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたとの認識の変化に伴い、同制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる。

2 本決定の違憲判断は、平成13年7月当時から本決定までの間に開始された他の相続につき、本件規定を前提としてされた遺産分割審判等の裁判、遺産分割協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼさない。

(理由)

本決定の違憲判断が、先例としての事実上の拘束性という形で既に行われた遺産の分割等の効力にも影響し、いわば解決済みの事案にも効果が及ぶとすることは、著しく法的安定性を害することになる。法的安定性は法に内在する普遍的な要請であり、当裁判所の違憲判断も、その先例としての事実上の拘束性を限定し、法的安定性の確保との調和を図ることが求められているといわなければならない。このことは、裁判において本件規定を違憲と判断することの適否という点からも問題となり得るところといえる。

(2) 最二判平成25年09月13日 最高HP

平成23年(受)第2543号 求償金請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130913141949.pdf>

保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有する

(理由)

主たる債務を相続した保証人は、従前の保証人としての地位に併せて、包括的に承継した主たる債務者としての地位をも兼ねるものであるから、相続した主たる債務について債務者としてその承認をし得る立場にある。そして、保証債務の附従性に照らすと、保証債務の弁済は、通常、主たる債務が消滅せずに存在していることを当然の前提とするものである。しかも、債務の弁済が、債務の承認を表示するものにほかならないことからすれば、主たる債務者兼保証人の地位にある者が主たる債務を相続したことを知りながらした弁済は、これが保証債務の弁済であっても、債権者に対し、併せて負担している主たる債務の承認を表示することを包含するものといえる。これは、主たる債務者兼保証人の地位にある個人が、主たる債務者としての地位と保証人としての地位により異なる行動をすることは、想定し難いからである。

(3) 東京高判平成24年8月29日 判例時報2189号63頁

平成24年(ネ)第2460号 損害賠償請求控訴事件(変更(上告・上告受理申立, 上告棄却・不受理))

フリージャーナリストが自ら開設したインターネット上のウェブサイトに掲載した記事により名誉を棄損されたとして、新聞社、その法務室長及び担当者が原告となってフリージャーナリストを被告として不法行為に基づく損害賠償を請求した事案につき、原審が不法行為の成立を否定し、差戻し前の控訴審が控訴棄却したが、最高裁第二小法廷平成24年3月23日判決(裁判集民事240・149, 判例時報2147号61頁)によって原告らの名誉棄損が認定され、損害について審理を尽くさせるため破棄差戻しとなった。その差戻し控訴審において、原告らの損害と訴権の濫用の有無が争点となったところ、の損害額については、名誉棄損の内容、表現の方法と態様、流布された範囲と態様、加害者の属性、被害者の属性、被害者の被った不利益の内容・程度、名誉回復の可能性などの事情を考慮して算定することが相当だと判示し、諸事情考慮の上、新聞社の無形損害40万円(+弁護士費用4万円)、法務室長及び担当者の慰謝料額

各20万円(+弁護士費用2万円)を各認め、の訴権の濫用については、訴訟提起は正当な権利行使であり、権利濫用とみるべき事情は見出せない、とした事例。

(4)札幌高判平成24年9月20日 判例タイムズ1390号244頁

平成24年(ネ)第241号 不当利得返還請求控訴事件(控訴棄却・確定)

Xらが、貸金業者Aとの間で、継続的に金銭消費貸借取引を行っていたところ、AがXらに対する債権を信託業務等を営むYに信託譲渡したため、Yに対しAの過払金返還債務を承継したとして過払金等の支払いを求めるなどした事案。本判決は、Yはローン債務者に対する過払金返還債務をYが負担することをAとの間で合意をしていないこと、YとAはサービシング契約を締結しており、サービサーのAは、特段の事情のない限り、委託者であるYの代理人ということはできず、Aがローン債務者からの弁済金により利得をしたからといって、Yが利得をしたことにはならないこと等を理由として、XらのYに対する請求を認めなかった。

(5)仙台高判平成24年11月22日 判例タイムズ1390号319頁

平成24年(ネ)第41号 損害賠償請求控訴事件(変更・上告,上告受理申立,附带上告(後上告棄却,上告受理申立不受理,附带上告却下)

原動機付自転車を運転していたTが、運転免許取消処分のため無免許でかつ酒気を帯びていたMが運転する普通乗用自動車に追突されて死亡した交通事故につき、Tの両親X1及びX2が、Tとの間で自動車総合保険契約を締結していた損害保険会社Yに対し、Mの車両につき適用される対人賠償保険等がなく同車両が無保険車に該当するとして、T保険の無保険車傷害特約条項に基づき、T、X1及びX2に生じた損害額相当の保険金を請求し、Mとの間で通販型自動車保険であるスーパー自動車保険契約(M保険)を締結していたZがMの告知義務違反等を理由にM保険を解除するなどしてX1らに補助参加した事案で、本件事故によるTらの損害に対し、M保険による保険金が支払われるか否かが争点となった。

本判決は、無免許者であるMが運転免許証の色をブルーと答えたことは、告知事項についての告知義務違反に当たり、保険者は、告知内容の信憑性に疑問を抱かせるような特段の事情がない限り、告知内容の真偽を確認する調査をしないからといって保険法28条2項1号の過失があるとはいえないから、M保険の解除は許されるなどと判断し、よって、X1らにはM保険による保険金が支払われないから、T保険の無保険車傷害特約条項に基づく保険金の支払が受けられるとして、本件請求を認容した。

(6)東京高判平成25年1月24日 判例タイムズ1390号244頁

平成24年(ネ)第5515号 不当利得返還請求控訴事件(控訴棄却・確定)

Xらが、貸金業者Aとの間で、継続的に金銭消費貸借取引を行っていたところ、AがXらに対する債権を信託業務等を営むYに信託譲渡するなどしたため、Yに対しAの過払金返還債務を承継したとして過払金等の支払いを求めるなどした事案。

本判決は、信託財産は、法律上・実質上は受益者に帰属するものというべきであること、また、信託財産は受託者からの独立性が認められること、実際に、Yは、Aとのサービシング契約によりAの回収金の中から信託報酬を受けているのみであることからすると、回収によって利益を得ているのはAというべきであるとして、XらのYに対する返還請求を認めなかった。

(7)東京高判平成25年3月28日 判例時報2188号57頁

平成24年(ネ)5480号 消費者契約法12条に基づく差止請求控訴事件 控訴棄却(確定)

本件は、適格消費者団体(X)が不動産業者Yが使用する建物賃貸借契約において2年間更新するに際して更新料として賃料等の1ヶ月分を支払うという条項(本件更新料支払条項)、契約終了後明渡しが遅延した場合に明渡完了日まで賃料等の2倍の損害賠償額の予定を定めた条項(本件倍額賠償予定条項)が消費者契約法9条1号、10条に該当すると主張し、契約の申し込み又は意思表示の停止等を請求した事件の控訴審である。

本判決は、請求棄却した第一審判決を基本的に引用し、本件更新料支払条項においては法定更新の場合も含めて更新料の支払義務は明記されており、その額は賃料の額、更新期間に照らして特に高額に過ぎるなど特段の事情があるとはいえない、本件倍額賠償予定条項については契約の解除時には損害発生の有無自体不明であり、いずれも消費者契約法9条1号、10条に該当しない等の理由により控訴を棄却した。

(8)東地判平成24年3月27日 判例タイムズ1390号281頁

平成23年(ワ)第4829号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

居酒屋で共に飲酒をした後に別の飲食店で飲み直そうとしたY1 Y3の3名が、その店が開店するまで店の周りをY1運転の自動車で走行していたところ、対向車線にはみ出し、対向車に衝突して同乗していたAら夫婦を死亡させた交通事故について、Aらの相続人がY1のほか、同乗者であるY2及びY3に対して、飲酒運転などの助助者として民法719条2項の責

任に基づき損害賠償を請求するなどした事案において、本判決は、Y1と共に長時間にわたって飲酒を共にしたY2及びY3において、自動車を発進させるに当たってY1が飲酒の影響で正常な運転が困難な状態にあることを認識していたところ、職場においてY2・Y3がY1の先輩にあたるといった関係等を踏まえると、自分の所有する自動車での周りを運転するとのY1の提案をY2・Y3が了解したことや、Y1の運転する自動車に同乗した後もY1の運転を制止しなかったことは、Y1の危険運転を容易にしたものといえるとして、Y2及びY3に対し、Y1の危険運転を幫助した責任がある旨を判示し賠償義務を認めた。

(9) 横浜地判平成25年2月15日 判例タイムズ1390号252頁

平成22年(ワ)第3461号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130306171531.pdf>

私立高等学校(被告)の1年生で、被告の課外クラブ活動としての柔道部に在籍していたXが、練習中(本件練習)に他の柔道部員に投げられた際に急性硬膜下血腫を発症した事故(本件事故)に関し、同部の顧問教諭Yに指導上の安全配慮義務違反が認められると主張して、被告に対し不法行為に基づく損害賠償請求をするなどした事案。本件では、Xは本件事故の17日前に、同部の練習により脳震盪を発症しており、急性硬膜下血腫は、その脳震盪の際に架橋静脈が脆弱化し、本件練習においてこの架橋静脈に更に回転加速度が加わり、断裂して発症したという事情があった。

本判決は、Xが、本件事故に先立ち脳震盪を受傷した際、医療機関を受診し、頭部CT検査等で異常所見を認めなかった旨をYに報告していたこと、Xが脳震盪受傷後から本件練習までの間、Yに対し、脳神経症状を疑うべき何らかの異常を認める旨を報告していなかったこと、本件事故当時、一般的に、柔道部の顧問教諭において、脳震盪を受傷した生徒を競技に復帰させる手順の一般的な理解・指導方法が確立していたと認めることができないこと、Yにおいて本件事故の発生を予見し得る特段の事情が認められないことなどからすれば、Yには、本件練習において本件事故が発生することを予見するのは困難であったといわざるを得ないとして、Yの注意義務違反を否定し、請求を棄却した。

【商事法】

(10) 東京地判平成25年2月22日 金法1976号113頁

平成23年(ワ)第638号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

本件は、Xが、取引市場に上場されていた株式会社Aの株式を購入したところ、A社が有価証券報告書等に架空の売上を計上するなどの虚偽記載をしていたことが発覚して同株式の価値が大幅に下落し、損失を被ったとして、A社の破産管財人であるY1に対しては、XがA社に対し、破産債権として、金融商品取引法21条の2(平成18年法律第65条による改正前は、証券取引法18条)、民法709条、719条又は会社法350条に基づき18761万5413円の損害賠償債権を有することの確定を求め、A社の役員であったY2 Y5に対しては、金融商品取引法24条の4、21条1項1号、22条1項(上記改正前は、証券取引法24条の4、21条1項1号、22条1項)、民法709条、719条又は会社法429条に基づき、損害金1760万3446円及びこれに対する民事法定利率による遅延損害金の連帯支払いを求めた事案である。

本判決は、A社における各取締役間の職務分担、財務関連はY2およびY3にゆだねられY5は財務には直接携わっていないことが、取締役会提出の会計に係る報告書類はY2 Y4による証憑の偽造などにより虚偽記載が判別できないように巧妙に作成されていたこと、不正会計処理に関する協議はY5を排除する形で秘密裡に進められていたこと、Y5の退社は自ら会社を設立し事業を行うためのものであったこと等を理由に、Y5は、虚偽記載について知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたものと認めるのが相当であると判示し、Y1に対しては、金融商品取引法21条の2又は証券取引法18条に基づく責任を、Y2 Y4に対しては、金融商品取引法24条の4、21条1項1号、22条1項又は証券取引法24条の4、21条1項1号、22条1項に基づく責任を認める一方で、Y5については金融商品取引法21条2項1号に基づく免責の抗弁の成立を認め、その損害賠償責任を否定した。なお、本件虚偽記載等と相当因果関係がある損害額としては、投資者が当該虚偽記載の公表後、上記株式を取引市場において処分したときはその取得価額と処分価額との差額を、また、上記株式を保有し続けているときはその取得価額と事実審口頭弁論終結時の上記株式の市場価格(上場が廃止された場合にはその非上場株式としての評価額)との差額をそれぞれ基礎とし、経済情勢、市場動向、当該会社の業績等、当該虚偽記載に起因しない市場価額の下落分を上記差額から控除してこれを算定すべきとし、Xの本訴各請求のうち、Y1に対しては、243万5796円及びこれに対する破産開始決定前日までの民事法定利率による遅延損害金の合計額の破産債権の確定を、Y2 Y4に対しては、243万5796円及びこれに対する民事法定利率による遅延損害金の連帯支払いを認めた。

【知的財産】

(11)知財高判平成24年10月3日 判例タイムズ1390号326頁

平成24年(行ケ)第10197号 審決取消請求事件(請求棄却・確定)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121023101004.pdf>

本件は、指定商品を第30類「銚田市産のパウムクーヘン」とする「HOKOTA BAUM」からなる商標登録出願に対する拒絶査定不服審判請求について、本願商標は、商標法3条1項3号に該当し、且つ、同条2項の要件を具備しないため請求が成り立たないとしてなされた審決に対し、その取消を求めた事案である。

本判決は、本願商標が指定商品に使用された場合、「HOKOTA BAUM」という本願商標全体から「銚田市」の「パウムクーヘン」という意味を有するものとして、取引者、需要者に認識されるものであり、本願商標は、将来を含め、その指定商品の産地、販売地等を表すものと取引者、需要者に認識される可能性があり、これを特定人に独占使用させることは公益上適当ではないとし、本願商標は、自他商品の識別標識とは認識し得ないものであって商標法3条1項3号に該当するとし、原告の請求を棄却した(なお、同条2項の該当性については、原告が本件審決の判断を認めていることから、判断がなされていない)。

(12)知財高判平成25年08月28日 裁判所HP

平成25年(ネ)第10012号 特許権損害賠償請求控訴事件(原審・東京地裁平成22年(ワ)第44473号事件)(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130905110209.pdf>

本件特許権を共有する被控訴人ら(原審原告ら)は、控訴人(原審被告)を構成員に含む本件JVが本件各工事で採用した施工方法(控訴人方法)が、本件特許権の技術的範囲に属するとして、控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求め、原判決は、被控訴人技研の請求を一部認容し、被控訴人らのその余の請求をいずれも棄却したことに対して、控訴人が、控訴人敗訴部分を不服として控訴した事案。

控訴人は、被控訴人技研が技研施工と別法人であり、本件発明を実施しているとはいえないから、民法709条による損害を被っていないと主張したが、技研施工は被控訴人技研の完全子会社であること、被控訴人技研は本件発明に係る工法を用いた護岸工事を技研施工に受注させていたこと、被控訴人技研の代表取締役は技研施工の役員を兼務していること等を考慮すれば、被控訴人技研は、本件JVの不法行為によって、技研施工の株式価値の上昇益を通じて通常得られたはずの利益を得ることができなかつたと認めることができる(最高裁平成元年 第1400号同5年9月9日第一小法廷判決・民集47巻7号4814頁参照)ことを理由に控訴人の主張は退けられ、本件控訴は棄却された。

(13)知財高判平成25年08月28日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10352号 商標登録取消決定取消請求事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130829114918.pdf>

原告カルピス株式会社は、第32類「レモンを加味した清涼飲料、レモンを加味した果実飲料」を指定商品とし、「ほっとレモン」の文字を輪郭線で囲んだ本件商標の商標権者である。訴外サントリーホールディングス株式会社は、本件商標は、自他商品識別標識としての機能を果たし得ず(商標法3条1項3号)、また、本件商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であるかを認識することができない商標に該当する(同項6号)として、登録異議の申立てをし、特許庁が本件商標の商標登録を取り消す旨の決定をしたことに対する取消請求事件。

使用商標における「輪郭部分」は、右上隅以外の隅がレモンの図形等により隠され、その全体の形状を確認することができないので、輪郭部分の形状が長く使用され、その特徴によって、商品の出所識別機能を有するに至ったと解することは到底できず、現時点において、「ほっとレモン」との文字を輪郭線で囲んだ形状の商標を使用している飲料メーカーは、原告のみである点についても、他社が、「ほっとレモン」との文字を輪郭線で囲んだ形状の商標の使用を控えているのは、法的紛争をあえて避けるなど様々な理由が推認される所であり、また、本件商標に対する登録異議は、原告からの使用の差止めを求められたメーカーによって申し立てられた経緯を考慮するならば、「ほっとレモン」との文字を輪郭線で囲んだ形状の商標を使用している他の飲料メーカーが存在しないことが、本件における出所識別機能獲得の判断を直ちに左右するものではない、として、原告の請求は棄却された。

(14)知財高判平成25年8月28日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10400号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130807092736.pdf>

被告の特許権「筋力トレーニング方法」に係る特許無効審判の請求棄却審決に対して原告が審決の取り消しを求めた事案であって、本件発明が特許法2条1項所定の「発明」に該当するか、特許法1条及び29条1項柱書所定の「産業の発達に寄与する」、「産業上利用することができる」との要件を充足するか等が争点となったが、請求が棄却された事案。

1 特許法2条1項所定の「発明」について

本件発明の特許請求の範囲には、「筋肉に締めつけ力を付与するための緊締具を筋肉の所定部位に巻付け、その緊締具の周の長さを減少させ、筋肉に負荷を与えることにより筋肉に疲労を生じさせ(ること)」及び「筋力トレーニング方法(であること)」などの構成が具体的に記載されている。また、本件明細書には、本件発明の推測されるメカニズムとして、筋肉増強は、疲労の回復過程での超回復によりなされること、筋肉の疲労はエネルギー源や酸素の供給、乳酸の処理に大きく関係しており、これらは筋肉への血行に大きく左右されており、特定の増強しようとする目的の筋肉部位への血行を緊締具により適度に阻害してやることにより、疲労を効率的に発生させて、目的筋肉をより特定の増強できることが、説明、開示されている。これらの記載によれば、本件発明は、推測されるべき機序及び効果が示されており、その技術内容は、当該の技術分野における通常の知識を有する者が反復実施して目的とする技術効果を挙げることができる程度にまで具体的・客観的なものとして示されているといえる。また、本件発明は、緊締具の周の長さを減少させ、筋肉に流れる血流の阻害とそれに対する生理反応を利用するものであって、生理反応は自然法則に基くものであるから、発明全体として自然法則を利用しているというべきである。したがって、本件発明が、具体性・客観性を有しないこと、及び自然法則の利用がないことを理由として、特許法2条1項所定の「発明」に該当しないとする原告の主張は、採用の限りでない。

2 産業上利用可能性について

本件発明は、特定の増強しようとする目的の筋肉部位への血行を緊締具により適度に阻害してやることにより、疲労を効率的に発生させて、目的筋肉をより特定の増強できるとともに関節や筋肉の損傷がより少なく済み、さらにトレーニング期間を短縮できる筋力トレーニング方法を提供するというものであって、本件発明は、いわゆるフィットネス、スポーツジム等の筋力トレーニングに関連する産業において利用できる技術を開示しているといえる。そして、本件明細書中には、本件発明を医療方法として用いることができることについては何ら言及されていないことを考慮すれば、本件発明が、「産業上利用することができる発明」(特許法29条1項柱書)であることを否定する理由はない。

また、原告は、被告が本件発明を背景にして医療行為を行っている等と縷々主張する。本件発明が、筋力の減退を伴う各種疾病の治療方法として用いられており、被告やその関係者が本件発明を治療方法あるいは医業類似行為にも用いることが可能であることを積極的に喧伝していたことが認められる。しかし、本件発明が治療方法あるいは医業類似行為に用いることが可能であったとしても、本件発明が「産業上利用することができる発明」(特許法29条1項柱書)であることを否定する根拠にはならない。

(15)東京地判平成25年8月29日 裁判所HP

平成24年(ワ)第16103号 特許権に基づく差止等請求事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130906110727.pdf>

被告サーバにおいては、あらかじめ用意されているテンプレートに従って利用明細に係るPDFファイルが作成され、これが利用者に送信されると、利用者は、元のレイアウトを変更することなく、単に、受信したPDFファイルをリーダーで表示又は印刷するにすぎないことが認められる。すなわち、被告サービスにおいて、本件各特許にいう「共用アプリケーションソフトウェア」が有するとされている基本的な機能(利用者端末の機種やOS、アプリケーションソフトウェア、フォント環境等の相違にかかわらず、情報データを統一された所定の形式で端末装置が出力することができるようなファイルを作成する機能)を有するアプリケーションソフトウェアに相当するのは、PDFファイルの作成機能を有するアクロバット等のアプリケーションソフトウェアであって、利用者が利用明細に係るPDFファイルを表示又は印刷する際に使用する利用者端末のリーダーは、これには当たらないものと解される。

加えて、原告らを含む出願人は、本件各特許権の出願経過において、特許庁審査官の本件各拒絶理由通知書に対して本件各意見書を提出した。これをみると、原告らは、本件各発明が乙5発明とは異なるもので、かつ、当業者が乙5発明から本件各発明を容易に想到することができないものであることを裏付けるために、リーダーを用いて印刷した場合、文字フォントを統一することができず、クライアントがサーバと同一の文字フォント、サーバと同一の文字数(情報データの個数)で帳票を出力することができない場合があるのに対し、本件各発明の共用アプリケーションソフトウェアにはこのような制約がなく、規則正しく最適なレイアウトで出力することができる旨主張しているのであるから、本件各発明の共用アプリケーションソフトウェアはリーダーとは異なるアプリケーションソフトウェアを想定している旨の主張をしていることが明らかである。そうすると、本件各特許の出願経過においてこのような主張をし、その登録を受けた原告らが、本件訴訟において、これを翻し、リーダーが本件各発明の共用アプリケーションソフトウェアに当たるとの主張をすることは、信義誠実の原則に反し、許されないといえるべきである。この点からも、原告らの主張は理由がない。

以上によれば、リーダーが本件各特許にいう「共用アプリケーションソフトウェア」に当たるとの原告らの主張は理由がない。そして、被告サービスは、本件各発明の構成要件を充足せず、本件各発明の技術的範囲に属しないものと解するのが相当である。

【民事手続】

(16)東京高判平成21年6月25日 金法1976号107頁

平成20年(ネ)第6194号,平成21年(ネ)第845号 建物明渡等請求控訴,附帯控訴事件(控訴棄却,附帯控訴棄却)

本件は,Xから店舗を賃借していたA社が民事再生手続中に賃貸借契約を中途解約した後,A社について再生手続が廃止され,破産手続に移行したところ,Xが,A社破産管財人Yに対し,上記賃貸借契約上の中途解約違約金,店舗明渡しまでの約定の損害金(賃料相当額の倍額)および原状回復工事代金の立替費用並びにこれらに対する約定の年18%の遅延損害金がいずれも破産手続上の財団債権に該当すると主張して,その弁済を求めた事案である。原審は,共益債権ないし財団債権として,賃料相当額および原状回復工事代金の立替費用並びにこれらに対する民事法定利率による遅延損害金に限り,Xの請求を一部認容したので,Xがこれを不服として控訴し,これに対してYも附帯控訴した。本判決は,結論において原判決の判断を追認したものであるが,その理由の要旨は次のとおりである。まず,明渡遅延による損害金に関しては,再生手続開始決定がされた後,再生債務者が不動産の明渡期限経過後も当該不動産の占有を継続した場合には,それにより生じた損害金債権は,再生債務者財産に関し再生債務者等が再生手続開始後にした行為によって生じた請求権として共益債権となり,それが破産手続に移行した後は,破産財団に関し破産管財人がした行為によって生じた請求権として財団債権となるものと解するのが相当であるとした上,この場合に共益債権ないし財団債権となるのは,再生債務者等ないし破産管財人の行為と相当因果関係のある損害である,当該不動産についての共益費等を含む賃料相当額であると解すべきであると判示した。また,上記賃料相当損害金についての遅延損害金が発生する場合において,再生債務者等が再生手続開始後にした行為によって生じた請求権として共益債権となり,あるいは破産財団に関し破産管財人がした行為によって生じた請求権として財団債権となるのは,民事法定利率による遅延損害金であると解するのが相当であるとした。次に,原状回復工事代金の立替費用に関しては,Yが上記店舗明渡に際して,Xとの間で,Xにおいて賃借人の費用で原状回復工事を行うことに異議を述べない旨合意し,原状回復工事費用の立替を委託したことによって,破産法148条1項4号の規定に基づいて財団債権になるというべきであるが,その利率については特段の合意がされたとの事情は認められないから,その遅延損害金の利率は法定利率によるものと解するのが相当であると判示した。

(17)知財高判平成25年1月30日 判例時報2190号84頁

平成24年(ネ)第10030号 特許権侵害差止等請求控訴事件 控訴棄却(上告・上告受理申立て)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130205095825.pdf>

原審の受命裁判官は,第1回弁論準備手続期日において控訴人らに対し無効論の準備をするように指示し,控訴人らは,本件訴訟の提起(平成20年11月19日,同月25日訴状送達)から2か月以上後の平成21年2月6日付け第1準備書面により,本件特許一及び本件特許二の請求項一,三,五について最初の無効主張を行い,同年6月12日付け準備書面(4)により請求原因に追加された本件特許二の請求項七,八については,追加から約3ヶ月後である同年9月18日付け第8準備書面により最初の無効主張を行っている。そして,平成22年2月5日の第8回弁論準備手続期日において,受命裁判官は,本件各特許について無効理由の追加は原則として認めないとし,同年6月14日(本件主張期限)の第11回弁論準備手続期日において当事者双方により技術説明が実施され,原審裁判所は,以後,侵害論についての主張立証の追加は認めないとしたものである。

上記原審の審理経過によれば,原審裁判所が侵害論についての主張立証の追加は認めないとした平成22年6月14日(本件主張期限)は,本件訴訟の提起から1年6か月以上後で,本件特許二の請求項七,八が請求原因に追加されてから約一年を経過し,しかも,受命裁判官が無効理由の追加は原則として認めないとした第8回弁論準備手続期日から4か月以上を経過しているのであるから,侵害論の主張を制限する期間として短すぎるとは認められない。

原審追加無効主張(平成22年12月15日付け第24準備書面,平成23年5月9日付け第25準備書面,同年8月4日付け第27準備書面及び同月30日付け第28準備書面による主張)及びこれらに係る上記各証拠は,いずれも本件主張期限から6か月以上も経過した後に提出されたもので,提出が当該時期となったことにやむを得ない事情は認められないから,控訴人らは,少なくとも重大な過失によりこれらの主張立証を時機に後れて提出したものであるべきであり,かつ,これにより訴訟の完結を遅延させるものと認められる。したがって,原審追加無効主張を時機に後れた攻撃防御方法であるとして却下した原審裁判所の判断に,誤りはない。当審においても,原審追加無効主張は,上述したと同様の理由により少なくとも重大な過失により時機に後れて提出されたものであるというほかなく,かつ,これにより訴訟の完結を遅延させるものであることも明らかである。

よって,当審において提出された控訴人らの原審追加無効主張は,民事訴訟法157条1項よりこれを却下する。

控訴審追加無効主張は,控訴人らの平成24年4月2日付け控訴理由書により追加された無効主張であり,本件主張期限から1年9か月以上経過した後に提出されたものであるところ,上記審理経過に照らして,同主張が後れて提出されたことについてやむを得ない事情があるとは認められない。したがって,控訴審追加無効主張は,少なくとも重大な過失により時機に後れて提出されたものであるというほかなく,かつ,これにより訴訟の完結を遅延させるものであること

とも明らかである。控訴人らは縷々主張するが、採用の限りではない。

よって控訴人らの控訴審追加無効主張は、民事訴訟法157条1項によりこれを却下する。

(18)東京高判平成25年4月17日 金法1976号102頁

平成24年(ネ)第7963号 弁済金請求控訴事件(控訴棄却)

Xは、Y社の民事再生手続開始時点において、連帯保証または譲渡担保等の担保付再生債権約540億円、及び無担保の貸付再生債権約90億円を有していた。そして、同再生手続の再生計画では、(1)1000万円以下の元本等再生債権は全額弁済し、1000万円を超える部分については債権額に基づく按分弁済(比率30%)をすること、(2)再生債権者が複数の再生債権を有する場合、すべての再生債権をまとめて一本の再生債権とみなし、また、すべての再生債権の合計額を確定した債権の額として、上記再生計画に基づく弁済を受けるものとするとして規定していた。その後、上記担保付再生債権について、Xが、連帯保証人から弁済を受けるなどして債権回収を図ったことにより、第1回弁済日までに残額は約60億円に減っており、他方、上記無担保の再生債権は約90億円のままであった。このような中、Yは、上記担保付再生債権については全額、上記無担保の再生債権については債権額の30%である27億円を弁済した。これに対し、Xは、上記再生計画の条項によりXの債権はまとめて630億円の再生債権一本とみなされるのであり、その弁済率は30%(189億円)であるから、Xの残存債権全額の150億円(担保付再生債権60億円、無担保再生債権が90億円)が弁済されるべきであると主張して訴えを提起した。原審がXの請求を棄却したところ、これを不服としたXが控訴したのが本件である。

本判決は、再生債権者が複数の再生債権を有し、その一部について保証等の担保が付されている場合において、再生手続開始後第1回弁済前に連帯保証人による弁済等がされたことにより、再生債権の残額に変動が生じた場合に、再生計画によればどのような計画弁済をするかということは、本件の再生計画が付議決定された時点においては想定されていなかった事態であったというほかないと事実認定した。そして、複数の再生債権をまとめて一本の再生債権とみなす条項を含む本件再生計画の解釈について、その付議決定時点における再生債権者として通常理解し得る解釈をもって決することはできず、結局は、民事再生法、破産法などの原則に照らし、解釈するほかないケースであったというほかないとの判断を示した上、これらの原則及び本件再生計画の特質などから解釈すれば、Xの主張を容認することは再生債権者間の衡平を損なうとして、Xの請求を棄却した原審の判断を是認した。

(19)東京地決平成24年11月28日 金法1976号125頁

平成24年(モ)第80036号 裁判所書記官の処分に対する異議申立事件(異議却下)

本件の基本事件である破産事件は、破産法(平成16年法律第75号。平成17年1月1日施行)附則3条1項による廃止前の破産法(大正11年法律第71号。以下「旧破産法」という。)が適用される事件であるが、Xが、同破産事件について、破産管財人Bが破産裁判所に提出した財産目録の閲覧及び謄写を請求したところ、破産裁判所書記官が、Xの上記閲覧謄写請求を拒絶する旨の処分をしたことから、これを不服として異議を申し立てたのが本件である。Xは、自己が破産者の後継団体であるところ、破産管財人との間で破産者に対する破産債権の残債務全額を引き受ける旨の合意をしたこと、上記合意は、重畳的債務引受であり、Xは、破産債権者に対する関係で破産者と連帯債務者の地位にあること、Xは、上記合意に基づき10年以上にわたり破産財団の増殖に寄与し続け、現在も支援機構に対して調停の当事者として対応していることから、Xは、上記破産事件によって直接に自己の私法上の権利ないし法律的利益に影響を受けていることは明らかであり、上記破産事件の利害関係人に該当する旨主張した。

本決定は、まず、旧破産法には、閲覧及び謄写に関する直接の規定はないものの、破産事件記録は、同法108条が準用する民事訴訟法91条2項にいう「公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録」に準じて、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、同項及び謄写等が可能であると解すべきであり、ここでいう利害関係人とは、破産手続によって直接的に自己の私法上又は公法上の権利ないし法律的利益に影響を受ける者を意味すると解するのが相当であるとの法解釈を示した。その上で、Xと破産管財人との間の上記合意は、あくまでXが破産管財人に対し破産債権の残額相当額の債務を負担することを合意した債務負担契約と解され、Xが破産者全員との間の合意により破産者(破産財団)と重畳的に破産債権残額について債務引受をしたものとは解されないから、Xが破産管財人ないし破産財団に対し、債務の履行に伴う求償権など何らかの法律上の権利を有するとは認められない上、上記合意により発生した破産管財人のXに対する債権は上記支援機構に譲渡され、同機構とXとの間で民事調停が係属中であるというのであるから、上記合意に基づく法律関係は、既に同機構とXとの関係に移転していると認められるとして、Xが、本件の破産手続によって直接的に自己の私法上又は公法上の権利ないし法律的利益に影響を受けるとは認められず、利害関係人には該当しないと判示した。

【刑事法】

(20)大阪高判平成25年2月26日 判例タイムズ1390号375頁

平成24年(ウ)第1159号 殺人被告事件(破棄自判・上告)

アスペルガー症候群の精神障害を有する被告人が、姉である被害者を殺害した事案において、原判決は、被告人の犯罪行為を認定したうえで、量刑の理由において、社会内で被告人のアスペルガー障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では再犯のおそれが更に強くされることを、量刑上重視せざるを得ないと指摘し、被告人に対しては許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要性があり、そうすることが社会秩序の維持に資するとして、検察官の科刑意見(懲役16年)を軽きに失するとして懲役20年の判決を言い渡した。

これに対し、控訴審は、犯情について、本件犯行が強い殺意に基づいて計画的に行われたものであること等の点は、原判決が指摘するとおりであるが、本件犯行に至る経緯や動機形成過程にアスペルガー障害が影響していることが認められ、この点が本件犯行を特徴づける大きな事情となっており、その点では被告人に対する責任非難は低減されるものであって、量刑判断に当たって被告人のために相当程度有利に考慮されるべきものであるとした。また、当審における事実取調べの結果によれば、犯情以外の一般情状として、アスペルガー障害を有する者の出所後の生活について、公的機関等による一定の支援態勢がとられており、原判決後、被告人は大阪府地域生活定着支援センターの相談員と面談し、社会復帰後の精神科の受診や同センターの支援を受けることについて同意するなど更生に向けての意欲を示していることを指摘し、原判決を破棄して自判し、被告人を懲役14年に処した。

【公法】

(21)津地判平成24年1月26日 判例タイムズ1390号200頁

平成22年(ワ)第436号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴)

ゴルフ場の敷地等を所有する清算中の株式会社が、市がゴルフ場の敷地に対し、森林部分とコース部分とを分離評価せずに一体評価をして固定資産税の課税処分をしたことにつき、市は、本件敷地の固定資産税の算定にあたっては、これらを分離評価して、正常な条件の下において成立する取引価格を基に算定をして課税すべき職務上の注意義務があるにもかかわらず、これを怠ったとして、課税処分の課税額と適正な課税額との差額相当分を損害として賠償請求等を行った事案において、本判決は、当時、ゴルフ場用地に関する固定資産税評価基準の解釈として、山林部分等も含めた全体を一体として評価することが適切であるとの有力な解釈が存在し、実際にもその解釈に従って課税をしていた自治体があったことが認められるから、本件においても、山林部分とコース部分を一体として評価して固定資産税を算定したことが、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と課税処分をしたものであるとは認めがたいなどとして、市の原告に対する課税処分が国家賠償法上違法であったとは認められないと判示した。

(22)東京地判平成25年1月23日 判例時報2189号29頁

平成22年(行ウ)第615号 損害賠償(住民訴訟)請求事件(一部却下、一部認容(控訴)) (檜原村債権放棄議決事件第1審判決)

檜原村の住民である原告甲野が、住民訴訟(以下、「先行訴訟」という)を提起し、檜原村の執行機関である乙山村長を先行訴訟の被告として、檜原村が雇用した非常勤職員について、賃金の額が不合理に高額なもので違法である等として、当時の村長であった乙山に対して損害賠償の請求をすることを求め、先行訴訟の控訴審判決は原告甲野の請求の一部を認容し、その後控訴審判決は確定した。先行訴訟の控訴審判決に対して上告受理の申立がなされた後、確定前の間に、檜原村議会は、控訴審判決で認容された檜原村の乙山に対する損害賠償債権(以下、「本件債権」という)を放棄する旨の議案を可決する議決をし、乙山村長は乙山に対し本件債権の放棄を執行する旨の通知をし、通知は乙山に到達した。

当該控訴審判決が確定した日から60日が経過しても損害賠償金が支払われないのに、檜原村の代表監査委員である本件訴訟の被告が檜原村を代表して乙山に対し当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しないとして、檜原村の住民である本件訴訟の原告らが、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づき、檜原村を代表して乙山に先行訴訟の判決に係る損害賠償金の請求を目的とする訴訟を提起することを求めるとともに、同項3号の規定に基づき、被告が檜原村を代表して上記の訴訟を提起することをしないことは財産の管理を怠る事実当該違法であるとして、その旨の確認を求める事案である。

普通地方公共団体の長に対する損害賠償の請求をすることの義務付けを求める地方自治法242条の2第1項4号所定のいわゆる四号訴訟の提起後、事実審口頭弁論終結後に当該請求に係る債権を放棄する旨の議決がされた場合の適法性が問題となった。裁判所は 損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起することの義務付けの訴えは、地方自治法242条の2第1項4号の請求に係る訴訟類型には該当しないから、同訴えは不適法である、として同訴えを却下し、先行

訴訟の係属中にされたその請求に係る村の損害賠償請求権を放棄する旨の村議会の議決の適法性につき、最高裁第二小法廷平成24年4月20日判決(民集66・6・2583,判例時報2168・35)及び最高裁第二小法廷平成24年4月23日判決(民集66・6・2789,判例時報2168・49)が判示した放棄議決の適法性に係る考慮要素に沿って検討し、違法と判断し、当該放棄が無効であるとして、被告が檜原村を代表して先行訴訟の確定判決に係る訴訟を提起することをしないことは財産の管理を怠る事実該当して違法であるとして、確認を求める原告の請求を認容した事例。

【その他】

(23)東京地判平成24年11月27日 判例時報2188号66頁

平成23年(ワ)11481号 損害賠償請求事件 一部認容,一部棄却(控訴)

本件は,元依頼者Xが弁護士Yに対し,Xの実弟亡Zの相続に係る債務整理等の処理に関して,委任契約上の善管注意義務違反に基づく損害賠償を求める弁護過誤訴訟である。

本判決はYは消費者金融業者4社との取引について取引歴を求め引き直し計算をしたうで処理方針を示すべきであるのにそれを漫然と怠ったまま債務額は723万円以上であってXはその支払義務を負っているという誤った前提に基づく説明をし,Zが両親から相続した本件各土地を更地にして売却せざるを得ないという不適切な助言をし,立ち退き交渉を済ませながら立ち退きに応じない賃借人がいたことから建物の一部取り壊しというおよそ費用対効果に見合わない中途半端な処理を助言し,不正常的な廉価での売買契約を招くなど弁護士委任契約上の善管注意義務違反があったというべきであるとして,消費者金融業者と不利な和解により原告に与えた損害419万3462円,本来期待できる水準よりも300万円安く売却されたその300万円,Yの善管注意義務違反がなければ更地にして売却するという方針にXが同意しなかったと推認されるから立退料145万7000円及び得べかりし賃料収入2年分の499万2000円等の合計1364万2462円の支払を命じた。

【紹介済み判例】

知財高判平成24年6月27日 判例タイムズ1390号332頁

平成23年(行ケ)第10399号 審決取消請求事件(認容・確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120702142808.pdf>

法務速報139号10番にて紹介済み

最三小判平成24年9月4日 金法1976号90頁

平成22年(受)第1280号 所有権移転登記手続等,賃料債権取立請求事件(一部破棄差戻・一部上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120904113829.pdf>

法務速報137号1番にて紹介済み

大阪地判平成24年9月27日 判例時報2188号108頁

(第一事件)平成23年(ワ)7576号 特許権侵害差止等請求事件

(第二事件)平成23年(ワ)7578号 特許権侵害差止等請求事件

棄却 控訴(控訴取り下げ)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121005161748.pdf> (第一事件)

法務速報138号10番にて紹介済み

最一決平成24年10月15日 判例時報2189号145頁

平成21年(あ)第1985号 収賄,競売入札妨害被告事件(上告棄却)

判例速報139号20番で紹介済み。

最一決平成24年10月15日 判例タイムズ1390号156頁

平成21年(あ)第1985号 収賄,競売入札妨害被告事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121017130134.pdf>

法務速報139号20番にて紹介済み

東京地判平成24年11月12日 判例時報2188号75頁

平成23年(ワ)13711号 不当利得返還等請求事件 一部認容,一部棄却(控訴)

法務速報145号8番で紹介済み

最三小判平成25年1月22日 金法1976号85頁
平成23年(受)第2229号 賃料減額請求本訴,地代等請求反訴事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130520094209.pdf>
法務速報141号1番で紹介済み

知財高判平成25年2月6日 判例時報2189号121頁
平成24年(行ケ)第10273号 審決取消請求事件(認容(上告・上告受理申立))
判例速報142号7番で紹介済み

東地判平成25年2月6日 判例タイムズ1390号358頁
平成24年(ワ)第6179号 損害賠償請求事件(認容・控訴)
法務速報145号21番にて紹介済み

東地判平成25年2月28日 判例タイムズ1390号81頁
平成23年(ワ)第38969号 債務不存在確認請求事件(認容・控訴)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130325133658.pdf>
法務速報144号16番にて紹介済み

東京高決平成25年3月19日 判例タイムズ1390号354頁
平成24年(ラ)第2597号 免責許可決定に対する抗告事件(抗告棄却・確定)
法務速報147号18番にて紹介済み

最三小判平成25年3月22日 金法1976号80頁
平成23年(受)第1490号 損害賠償等請求事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130520094209.pdf>
法務速報144号2番で紹介済み

最三判平成25年4月9日 判例タイムズ1390号142頁
平成24年(受)第2280号建物明渡等請求事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130409111643.pdf>
法務速報144号4番にて紹介済み

最三判平成25年4月12日 判例時報2189号53頁
平成24年(受)第293号 損害賠償請求事件(上告棄却)
判例速報144号6番で紹介済み

最三判平成25年4月12日 判例タイムズ1390号146頁
平成24年(受)第293号 損害賠償請求事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130528093236.pdf>
法務速報144号6番にて紹介済み

最三判平成25年4月16日 判例時報2188号35頁
平成24年(行ヒ)202号 水俣病認定申請棄却処分取消,水俣病認定義務付け請求事件 上告棄却
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130416162309.pdf>
法務速報144号32番で紹介済み

最三決平成25年4月16日 判例タイムズ1390号158頁
平成24年(あ)第167号 覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130418095233.pdf>
法務速報144号26番にて紹介済み

最三判平成25年4月16日 判例タイムズ1390号122頁
平成24年(行ヒ)第202号 水俣病認定申請棄却処分取消,水俣病認定義務付け請求事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130416162309.pdf>

法務速報144号32番にて紹介済み

最三判平成25年4月16日 判例タイムズ1390号122頁

平成24年(行ヒ)第245号 水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件(破棄差戻)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130416163859.pdf>

法務速報144号33番にて紹介済み

最一判平成25年6月6日,判例時報2190号22頁

平成24年(受)349,未収金請求事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130606141601.pdf>

法務速報146号10番にて紹介済み

最一判平成25年6月6日 判例タイムズ1390号136頁

平成24年(受)第349号 未収金請求事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130606141601.pdf>

法務速報146号10番にて紹介済み

2. 平成25年(2013年)9月22日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

交通事故判例研究会 編著 立花書房 754頁 2,900円

必携 交通事故重要判例要旨集

濱田道代/久保利英明/稲葉威雄 編 民事法研究会 955頁 8,925円

専門訴訟講座?会社訴訟 訴訟・非訴・仮処分

田辺総合法律事務所 編 青林書院 548頁 4,935円

新・青林法律相談32 病院・診療所経営の法律相談

日本弁護士連合会司法制度調査会社外取締役ガイドライン検討チーム 編

商事法務 262頁 3,360円

「社外取締役ガイドライン」の解説

梶村太一著 日本加除出版 348頁 3,255円

裁判例からみた 面会交流調停・審判の実務

斎藤輝夫/田子真也 監修 日本加除出版 322頁 3,255円

Q&A 家事事件と銀行業務 成年後見・高齢者・相続・遺言・離婚・未成年

9月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

新谷雄彦 編集代表 日本加除出版 694頁 6,300円
詳解 戸籍訂正の実務 夫婦・親子関係の訂正を中心として

日本評論社 160頁 1,700円
法律時報 9月号 通巻1064号 85巻10号
特集・行政関係紛争における訴訟類型の交錯

虎井寧夫 著 日本評論社 319頁 4,410円
令状審査・事実認定・量刑 刑事裁判官の思索と実践

後藤 昭/高野 隆/岡 慎一 編著 第一法規 418頁 4,725円
実務体系 現代の刑事弁護 第1巻 弁護人の役割

後藤 昭/高野 隆/岡 慎一 編著 第一法規 453頁 4,725円
実務体系 現代の刑事弁護 第2巻 刑事弁護の現代的課題

永野良佑 著 中央経済社 323頁 3,780円
ファイナンスの実務と法

発刊書籍<解説>

「新・青林法律相談32 病院・診療所経営の法律相談」

88問のQ&A方式で、医療制度、健康保険、医療法人、医師会、情報管理、労働、医療紛争、医療行為、インフォームド・コンセントなどが解説されている。

医療現場特有の問題だけでなく、一般企業でも問題となる労働問題等についても解説されており、病院等の経営における法的問題点が網羅的に解説されている。

「詳解 戸籍訂正の実務 夫婦・親子関係の訂正を中心として」

出生、認知、縁組・離縁、婚姻・離婚に関する戸籍に訂正につき、具体的な事例について、戸籍訂正の処理の仕方が解説されている。

裁判後にいかなる処理すればいいのか、監督官庁の許可を得てする場合にはどのようにすればいいのかなどが、分かりやすく解説されている。

